60歳以上の消費者トラブル！

問 くらし交通安全課
TEL 43-9524

近年、通信端末やインターネットを使い積極的に消費活動をしている〝アクティブシニア〟の増加に伴い、全国的に60歳代からの情報通信サービスに関する相談が増加しています。

他方、「不用品を買い取るという電話があり、家に来てもらったら強引に貴金属を買い取られた」など、電話勧誘・訪問購入に関する相談も依然として多く見られます。

このように、60歳以上の生活スタイルは一様ではなく、通信環境の変化などに伴い消費者トラブルも常に変化します。また、本人の努力だけでは防ぎようのない巧妙な手口による勧誘を受けることもあります。

被害の未然防止のために、家族や地域での見守りが重要となってきます。

❶アダルトサイトとのトラブル解決をうたう探偵業者に係るトラブル

アダルトサイトを見ようとしたところ、急に『登録完了』の画面が表示され高額な料金を請求された。すぐにインターネットで検索し、「トラブル解決」とうたう窓口に相談したところ、相手は探偵で調査費用を請求された。

アドバイス

- 探偵業者が行うのは“調査”であり、期待するようなトラブル解決につながるものではありません。
- 相談先が公的な窓口かどうか確認してから相談しましょう。
- アダルトサイトのトラブルではサイト業者に連絡をしない・支払わない・焦らないことが大切です。

❷不用品を買い取るといったのに、強引に貴金属を買い取られるトラブル

不用品買い取りの電話勧誘を受け業者に家に来てもらったが、最終的には強引に貴金属を買い取られた。

後日、業者に買い戻したいと電話で伝えたところ、「別の業者に手渡してしまった」と言われた。

アドバイス

- 訪問購入業者が突然訪問して勧誘をすることは禁止されています。突然訪問してきた購入業者は門前払いしましょう。
- 訪問購入では、業者から消費者に対して書面の交付義務があります。契約の際は、書面にきちんと取引内容（物品の種類や特徴、購入価格、業者名、住所など）や解約に関する記載があるかを確認しましょう。
- 契約後すぐに購入業者に物品を引き渡さない。クーリング・オフ期間が過ぎるまでは物品を手元に置いておくという選択肢があることも念頭に置きましょう。

ご相談ください！
悪質商法・契約トラブル・多重債務

八戸市消費生活センター

☎43-9216

開設日　月～金　※祝・年末年始除く
受付時間　午前8時15分～午後5時
場　所　市庁別館5階（くらし交通安全課内）
相談方法　電話または直接

消費者アシスト隊員をご存知ですか？

市では、平成23年度から「消費者アシスト隊」事業を実施しています。消費者アシスト隊員とは、高齢者などの消費者被害の未然防止や早期解決に向け、地域で見守り活動を行う人のことです。市では毎年度1回、消費者アシスト隊養成事業として、見守りネットワーク研修会を開催しています。